

第150回
青森県都市計画審議会
議事録

令和4年12月22日（木）

日 時：令和4年12月22日（木） 午後2時00分から午後2時50分

場 所：青森県庁西棟8階大会議室

出席者：議長 馬渡 龍
委員 堀内 一穂
委員 高樋 忍
委員 古戸 睦子
委員 藤林 吉明
委員 鎌田 正邦
委員 坂本 修 (代理：小椋 好明)
委員 山本 巧 (代理：山田 拓也)
委員 田中 由紀 (代理：小島 幸宏)
委員 磯 丈男 (代理：高橋 肇)
委員 山田 知
委員 佐藤 洋治

以上12名出席

議 事

議案第1号 青森都市計画道路の変更（青森県決定）について

議案第2号 東北都市計画道路の変更（青森県決定）について

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、第150回青森県都市計画審議会を開会いたします。

それでは今回、第1号委員の任期満了に伴う改選および第2号委員の人事異動に伴い、委員に異動がございましたので、委員の皆様をご紹介します。

事前に資料を郵送しておりましたが、次第に変更がありましたので、次第・委員名簿および席図を本日改めてお配りしております。資料の2枚目の委員名簿をご覧ください。

第1号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 准教授の馬渡 龍 様でございます。

弘前大学大学院 理工学研究科 准教授の堀内 一穂 様でございます。

公益社団法人 青森観光コンベンション協会の高樋 忍 様でございます。

一般社団法人 青森県建築士会の古戸 睦子 様でございます。

公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会の藤林 吉明 様でございます。

公募委員の鎌田 正邦 様でございます。

続きまして、第2号委員の関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の坂本 修 様でございます。本日は代理として、東北農政局農村振興部 農村計画課長の小椋 好明 様が出席されております。

東北地方整備局長の山本 巧 様でございます。本日は代理として、青森河川国道事務所長の山田 拓也 様が出席されております。

東北運輸局長の田中 由紀 様でございます。本日は代理として、東北運輸局青森運輸支局 次長の小島 幸宏 様が出席されております。

本年10月にご就任いただきました、青森県警察本部長の磯 丈男 様でございます。本日は代理として青森県警察本部 交通部 交通規制課長の高橋 肇 様が出席されております。

続きまして、第3号委員は市町村長を代表する方でございます。

青森県市長会会長の小野寺 晃彦 様は本日欠席されております。

続きまして、第4号委員は県議会議員の方でございます。

山田 知 様でございます。

森内 之保留 様と岡元 行人 様は本日欠席されております。

続きまして、第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。

青森県 町村議会議長会 会長の佐藤 洋治 様でございます。

なお、本日の委員の皆様の出席状況についてですが、委員15名中12名のご出席を頂いており、全委員の2分の1以上がご出席となりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をいたします。

青森県県土整備部都市計画課の田中 秀樹 課長です。

青森県県土整備部建築住宅課の駒井 裕民 課長ですが、本日は欠席しております。

それでは最初に、お配りしている資料の確認を行います。

先ほど使用いたしました、第150回青森県都市計画審議会次第、委員名簿および出席状況、委員席図です。

事前に送付している資料として、議案書、A3判横の参考資料です。本日、ご持参いただいていない場合は、お席までお持ちしますので事務局までお申し付け下さい。

次に、本日配付した資料としまして、青森県附属機関に関する条例について都市計画審議会に関する部分を抜粋した資料、青森県都市計画審議会規則の資料、表紙に青色文字で「第150回青森県都市計画審議会」と記載があります。本日スクリーンへ写す説明資料を印刷したもの、第149回青森県都市計画審議会の議案に関する補足説明の資料です。不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、次第の「1. 組織会」についてご説明いたします。今回は、第1号委員の改選後初めての審議会でございますので、改めて会長を選任することとなります。配付資料の「青森県附属機関に関する条例」をご覧ください。

1 ページ目に記載の条例第4条におきまして、審議会の会長は別表第2の選定方法により選任することとなっており、最終ページの別表第2において、第1号委員の学識経験を有する者として委嘱された委員から選挙することとなっております。選任にあたりまして委員の皆様から自薦他薦がございましたら挙手をお願いします。

【山田委員】

(挙手)

【司会】

山田委員、お願いします。

【山田委員】

事務局では案はありますでしょうか。

【司会】

ただいま、山田委員から事務局の案についてご発言がございましたが、事務局から案がございましたらお願いします。

【田中幹事】

事務局といたしましては、第1号委員6名中5名が再任されており、前会長の馬渡委員も再任されていることから、引き続き、馬渡 龍 委員に会長をお願いしたいと考えております。

【司会】

ただいま、事務局から八戸工業高等専門学校の馬渡 龍 委員のご推薦がありました。他に自薦他薦等がございますでしょうか。

推薦等が無いようですので、馬渡委員に会長をお願いしたいと存じますが委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【司会】

ありがとうございます。各委員にご賛同いただきましたので、馬渡委員に会長をお願いしたいと存じますが、馬渡委員よろしいでしょうか。

【馬渡委員】

了解しました。

【司会】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは、馬渡委員におかれましては、会長にご就任いただきましたので、大変お手数ではございますが会長席への移動をお願いいたします。

それでは、早速で大変恐縮でございますが、馬渡会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

【馬渡会長】

ただいま、青森県都市計画審議会の会長にご推薦いただきました八戸工業高等専門学校の馬渡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

都市計画審議会の会長職を2015年からやっております、大体8年ぐらいになるのですが、この間、主に都市計画道路や高規格道路の審議を行う機会がありまして、8年ぐらいやっておりますと、その成果として最近では青森県内が時間的に縮まってくるということを体感として感じるようになりました。そういう意味でこの都市計画審議会というのは長丁場ではありますが、10年後、20年後の県民の生活基盤を支える重要な会議になるかと思っております。どうぞ皆様よろしくお願いたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、会長の職務代理者の指定を行っていただきます。青森県附属機関に関する条例をご覧ください。2ページ目に記載の第4条第5項において、会長が欠席の場合の職務代理者を会長が指定することとなっておりますので、馬渡会長より指定いただきますようお願いいたします。

【馬渡会長】

会長の職務代理者の指定につきましては、前回は職務代理者であった堀内委員が再任されておりますので、堀内委員にお願いしたいと思っておりますが、堀内委員いかがでしょうか。

【堀内委員】

了解しました。

【司会】

ありがとうございます。よろしくお願いたします。

それでは議事に移ります。青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、馬渡会長、議事の進行をよろしくお願いたします。

【馬渡会長】

はい。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。最初に慣例によりまして、私から議事録署名委員お二方を指名させていただきます。高樋委員と古戸委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

【高樋委員・古戸委員】

はい。

【馬渡会長】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは次第の「2. 議案の審議」に入ります。議案第1号「青森都市計画道路の変更（青森県決定）」について、事務局から説明してください。

【事務局】

都市計画課 都市計画・景観グループサブマネージャーの葛西と申します。よろしく願いいたします。それでは、議案第1号「青森都市計画道路の変更（青森県決定）」についてご説明いたします。お手元の資料のうち、議案書は表紙と1枚目の目次をめぐっていただいた後の2枚目から3枚目の表面まで、参考資料は1ページから3ページとなります。説明の際には、パワーポイントを用い、スクリーンに投影して概要を説明いたします。お手元のパワーポイントの資料とスクリーンの内容は同じ内容となっておりますので、見やすい方をご覧くださいと思います。

変更内容の説明の前に、まず都市計画道路について説明いたします。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路のことです。目的とその効果ですが、都市計画道路として決定されることで、事前に道路のルートを示すことができます。そして、その決定された範囲には建築制限がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。この建築制限について、簡単に説明いたします。

これは、建築制限のイメージ図です。黒い実線が現在の道路の幅を示した線です。青い点線が都市計画道路の幅を示した線です。建築制限を受けるのは黒い実線と青い点線の間になります。この制限区域において、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地下を有しない建築物であり、比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなります。

このような都市計画道路の区域、計画地内において、建築物を建築しようとするときは、都市計画法第53条第1項の規定による許可が必要になり、その許可はその区域を管轄する市町村長が出すこととなります。許可の基準は、先ほど少し触れましたが、階数が2以下で、かつ、地下を有しないこと。主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。この二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるものが許可となります。

次に、青森県の都市計画道路を取り巻く環境について説明いたします。

1点目として、県全体の人口は、令和2年の国勢調査では約124万人となっておりますが、厚生労働省の施設機関である国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今から13年後の2035年には約2割減少し、100万人下回る推計となっております。

2点目として、県の自動車保有台数は、ピーク時の平成29年から減少傾向にあり令和3年度末で約2%（約20,000台）の減少となっております。

3点目として、公共事業関係予算の傾向として、国土強靱化として防災関係に重きを置いており、このような中で事業効果を上げるよう予算の選択と集中により事業を行う必要があり、さらに計画的な維持管理と更新による、現道等の既存ストックの活用が進められています。

4点目として、青森県の都市計画決定されている路線で未改良のものうち、平成27年度時点で約4割の400km以上が未着手区間となっており、30年以上の長期に渡り未着手となっている路線が大部分となっております。

都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加、右肩上がりの経済成長、交通量の増大、市街地の拡大などの時代にその多くを決定しております。また、都市計画道路は整備に相当の長期間を要することから、一定の継続性が要請されるものではありません。しかしながら、今説明いたしましたように、人口の急激な減少、自動車保有台数の減少、経済の低成長や公共事業を取り巻く環境など、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、その必要性や配置、規模等の検証により、適時適切な見直しを行うことが望ましい旨、国が策定している「都市計画運用指針」に明記されており、運用指針を通じて都市計画道路の見直しを行うよう各自治体へ働きかけております。

こうした状況を踏まえ、青森県では県内全ての都市計画区域において、都市計画道路網の見直しを行っております。平成21年に見直し対象路線の検証を行い、これに基づき平成22年から平成24年の間で、見直しに伴う都市計画変更の手続きを行いました。なお、議案第1号の青森都市計画道路は平成23年に変更手続きを行いました。議案第2号の東北都市計画道路は変更手続きを行ってはおられません。平成26年に第2回の見直しに向けた市町村ヒアリングを行い、この時は大幅な見直し対象の変更はなかったため、特に都市計画変更は行いませんでした。その後、平成30年から令和2年にかけて、市町村ヒアリングや交通需要調査を実施し、見直し対象路線の再整理を行いました。令和3年には、この再整理した見直し対象路線の検証結果を基に、むつ市と鯉ヶ沢町で市町村決定による都市計画変更手続きが行われたところです。

見直しに当たっては、都市計画道路としての必要性、代替道路の有無、事業実現性、将来交通需要推計の結果等を総合的に勘案し、都市計画道路の見直し

パターンを、1. 継続、2. 変更、3. 廃止の3パターンに分類しております。このうち、変更につきましては、将来交通需要推計の結果から、現況道路幅員に合わせて計画幅員を変更することが妥当と判断された路線、事業実現性から現況道路に合わせて計画線形を変更することが妥当と判断された路線などが該当します。また、廃止につきましては、代替道路の有無や将来交通需要推計を勘案した結果、都市計画道路として一律の幅員で整備する必要性が低いと判断された路線等が該当します。以上の観点から見直しを行っておりますが、今回の見直しに当たっては、基礎自治体である青森市及び東北町の意向を最大限尊重しております。

なお、今回の見直しにより、都市計画道路を廃止したからといって、その道路を今後整備しないということではございません。例えば、部分的に通学路等のため歩道の整備が必要な場合は、街路事業で路線全線を同じ計画幅で一律に整備するのではなく、歩道だけの整備を行う、あるいは、交差点の混雑が激しい場合は、交差点改良や右折や左折レーンの部分拡幅を行うなど、交通環境や整備の緊急性等を総合的に考慮しながら、その地区にあった局部改良を行うなど、現在の道路、ストックを最大限に活用した整備手法に方向転換していくこととございます。また、都市計画決定している道路の区域には、大部分の民間の土地が含まれています。その区域は、都市計画決定している間、建築制限がかかった状態が続くということです。将来の都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには長い期間を要することから、その建築制限は必要となりますが、特に交通需要の増加が見込まれない都市計画道路は、見直しを行って建築制限を外す必要があると考えています。

青森都市計画道路の状況ですが、78路線の約196kmについて都市計画決定しており、改良率は約67%となっております。先ほど説明した通り、平成23年に一度見直しに伴う都市計画変更の手続きを実施しております。今後も概ね5年を目安に定期的な見直しを予定しております。

今回変更する路線を表記した総括図です。同様の図は参考資料の1ページにも載せております。①、②と表記している2路線が変更対象です。区域や線形、延長の変更が生じる区間のみを赤色線で表示しております。なお、②の3・4・2号西滝新城線ですが、こちらは見直しではなく、現在県による街路事業中の区間における都市計画変更となっており、今回の見直し変更と併せて行うものです。

それでは、各路線の変更案について説明いたします。まずは、①の3・3・7号中央大通り荒川線です。各図面の上が北側となっており、路線全体は左側の都市計画図に表記している、紫色線プラス今回変更する赤色線となります。

当路線は、青森港の中央ふ頭手前の安方2丁目を起点に南下し、流通団地がある大字野木字野尻に至る路線であり、県道である青森港線・青森停車場線・荒川青森停車場線・青森環状野内線を通っております。

変更内容は、終点部の890mの区間について、現道の幅員が16mと一定の幅員が確保されていることや交通需要の増加が見込めないことから、この区間の幅員を現道に合わせて25mから16mに変更するものです。

こちらは、標準横断図と現地写真です。標準横断図は参考資料の2ページにも載せております。写真は今回変更する区間の起点側になります。車道の幅員が片側1車線の6.5mと1車線あたり3.25mと一定の幅員が確保されております。また、歩道も両側に3.5mずつ確保されております。

次に、②の3・4・2号西滝新城線です。こちらも各図面の上が北側となり、路線全体は上側の都市計画図に表記している、紫色線プラス今回変更する赤色線となります。当路線は、県道鶴ヶ坂千刈線の終点部である千刈2丁目を起点に県道沿いに西へ進み大字新城字山田に至る路線です。この路線は見直しではなく事業中区間の変更です。

変更内容は、現在県による街路事業を進めている大字新城字平岡から大字石江字江渡の約1,200mの区間について、道路設計の完了により、都市計画道路の位置が明確となり、その範囲に一部変更が生じることとなり、図面上でも重なるくらいの微小な変更で、最大で30cm程度のずれですが、都市計画道路の範囲が変わりますので、必要な区域に合わせて変更するものです。

こちらは、標準横断図と現地写真です。写真は今回変更する区間の中間付近になります。標準横断図は都市計画道路の幅であり、現況は約10mで車道幅員が6m弱の道路となっております。都市計画道路の範囲が全体的に写真の右側、北側にずれるような形の変更となります。

参考資料の3ページに同じ図を載せておりますが、こちらは参考図として県決定と市決定を合わせた全体の変更図となります。今回の都市計画変更手続きは、県と市の双方で進めております。全体で10路線が変更対象であり、うち2路線が県決定、8路線が市決定となります。市決定分は全て都市計画道路の見直し変更です。なお、市決定分は市の都市計画手続きに基づき青森市の都市計画審議会にて審議されますので、詳細な説明は省略いたします。

この県決定と市決定の違いについてですが、都市計画道路を構成する路線の違いによって計画変更主体が分かれております。都市計画道路が市道のみで構成される場合は「市決定」、一般国道又は県道のみで構成されるあるいは市道

と双方で構成される都市計画道路の場合には「県決定」となります。ただし、都市計画変更手続きに違いはございません。

最後に、手続き関係ですが、原案の説明会を10月7日に開催し、10月11日から10月24日まで原案の縦覧を行いました。公述の申し出がなく公聴会は中止となり、その後、11月22日から12月5日まで案の縦覧を行いました。住民からの意見は無く、青森市からは意見無しの回答をもらっております。なお、原案説明会から案の縦覧までの日程は、市決定の手続きと同じ日程で進めました。今後、この審議会で異論等が無いようであれば、決定告示の手続きを進めたいと考えております。

以上で、議案第1号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【馬渡会長】

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決することといたします。

次に、議案第2号「東北都市計画道路の変更（青森県決定）」について、事務局から説明してください。

【事務局】

それでは、「議案第2号東北都市計画道路の変更（青森県決定）」についてご説明いたします。お手元の資料のうち、議案書は3枚目の裏面から最終ページまで、参考資料は4ページから7ページまでとなります。議案第2号も議案第1号同様、都市計画道路の見直しに伴う変更であり、前段の都市計画道路の定義や見直しの流れなどは議案第1号にて説明いたしましたので、東北都市計画道路の状況から説明いたします。

東北都市計画道路の状況ですが、22路線の約57kmについて都市計画決定しており、改良率は約17%となっております。先ほど説明した通り、平成

21年の見直し対象路線の検証では、その後見直しに伴う都市計画変更はありませんでしたが、今回は変更手続きを行うこととなります。今後も概ね5年を目安に定期的な見直しを予定しております。

今回変更する路線を表記した総括図です。同様の図は参考資料の4ページにも載せております。①と表記している1路線が変更対象です。路線全体を黒色線で表示しております

次に変更案について説明いたします。路線名は、3・4・11号南町中央線です。図面の上が北側となっております。当路線は、一般県道121号七戸上北町停車場線と一般県道211号折茂上北町停車場線との丁字路を起点とし、既存の県道211号線沿いを南東へ進み、起点から約750m付近で南西に曲がり、町道との接続点を終点とする都市計画道路となっております。変更内容は、既存道路が代替路線として機能し、今後の交通需要の増加も見込めない状況であることから、全線を都市計画道路の廃止の変更を行うものです。

こちらは、標準横断図と現地写真です。標準横断図は参考資料の5ページにも載せております。写真はそれぞれ起点、中間、終点となります。標準横断図は都市計画道路の幅であり、現況は広いところでも約9.5mで車道幅員が5.5mの道路となっております。

参考資料の6ページに同じ図を載せておりますが、こちらは参考図として県決定と町決定を合わせた全体の変更図で上北地区の図となります。今回の都市計画変更手続きは、議案第1号同様、県と町の双方で進めております。上北地区では全体で9路線が変更対象であり、うち1路線が県決定、8路線が町決定となります。9路線全てが全線廃止の都市計画道路の変更となります。県と町それぞれの都市計画変更手続き完了後は、図の赤色線の都市計画道路が全て廃止され、青色線の都市計画道路が残ることとなります。町決定分は町の都市計画手続きに基づき東北町の都市計画審議会にて審議されますので、説明は省略いたします。

参考資料の7ページに同じ図を載せておりますが、こちらも参考図ですが東北地区の変更全体図となります。こちらの地区には県決定分はなく、全て町決定となります。東北地区では全体で5路線が変更対象であり、5路線すべてが全線廃止の都市計画道路の変更となります。こちら都市計画変更手続き完了後は、図の赤色線の都市計画道路が全て廃止され、青色線の都市計画道路が残ることとなります。町決定となりますので、上北地区の町決定分と同様に説明は省略いたします。

県決定と町決定の違いについてですが、議案第1号での県決定と町決定の違いと同じです。都市計画道路を構成する路線の違いによって計画変更主体が分かれ、都市計画道路が町道のみで構成される場合は「町決定」、一般国道又は県道のみで構成されるあるいは町道と双方で構成される都市計画道路の場合には「県決定」となります。ただし、都市計画変更手続きに違いはございません。

最後に、手続き関係ですが、原案の説明会を10月6日に開催し、10月7日から10月20日まで原案の縦覧を行いました。公述の申し出がなく公聴会は中止となり、その後、11月22日から12月5日まで案の縦覧を行いました。住民からの意見はなく、東北町からは意見無しの回答をもらっております。なお、原案説明会から案の縦覧までの日程は、町決定の手続きと同じ日程で進めました。今後、この審議会で異論等が無いようございましたら、決定告示の手続きを進めたいと考えております。

以上で、議案第2号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【馬渡会長】

ただいま説明のありました議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議無いようですので、議案第2号については原案どおり決定することといたします。

議事については以上となりますが、続きまして、次第の「3. その他」の「第149回青森県都市計画審議会の議事に関する補足説明」について事務局からお願いいたします。

【事務局】

事務局よりご説明いたします。前回第149回青森県都市計画審議会にて委員から質問がございました、「将来推計で各産業の就業者が減る一方、商業販売額や製造品出荷額等が増えていること」への補足回答として、青森都市計画区

域における商業販売額と製造品出荷額の令和12年推計の方法についてご説明させていただきます。

資料の1ページの青森の表にありますように、平成27年の製造品出荷額は3152億円から令和12年推計で3544億円に増加、商業販売額も平成27年の1094億円から令和12年の1458億円に増加しています。こちらの算定方法の説明は2ページ目から記載しております。

2ページ目の商業販売額の推定方法は、平成19年から平成28年の販売額増減の傾向を分析したところ、従業員1人あたりの販売額が増加傾向であり、将来にわたり、この傾向が継続すると仮定し、令和12年の従業者1人当たり販売額を推計して、同年の小売り従業者数推計値を掛け合わせることで、令和12年商業販売額としております。令和12年において従業者数は減少していますが、1人あたりの販売額が増加していることから、トータルの商業販売額が増となっているものです。

次に、製造品出荷額等の算定方法について、資料4ページ目です。平成23年から平成28年の製造品出荷額増減の傾向を分析したところ、従業者1人あたりの販売額が増加傾向であり、将来にわたり、この傾向が継続すると仮定し、令和12年の従業者1人当たり製造品出荷額を推計して、同年の製造業従業者数推計値を掛け合わせることで、令和12年製造品出荷額としております。商業と同様、令和12年において従業者数は減少していますが、1人あたりの製造品出荷額が増加していることから、トータルの製造品出荷額が増となっているものです。

以上が、第149回青森都市計画区域マスタープランの補足説明となります。

【馬渡会長】

ただいま説明のありました補足事項につきまして、皆さんの方からご質問ご意見等はございませんでしょうか。

今、説明のあったような仮定のもとでの計算だということを前提としております。計算の過程については事前説明を受けまして問題は無いかと思いますが、人によってはその数値の内容に異議といたしますか、そういったものがある可能性もあるという統計データということになるかなと思います。

それでは皆さんからご意見が無いようですので、こちらの補足説明について終了したいと思います。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、審議結果について原案のとおり議決された旨を答申することといたします。それでは、進行を司会にお返しいたします。

【事務局】

馬渡会長、ありがとうございました。皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、これを持ちまして、第150回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。